

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

（IT 実装支援）

(1) 社内体制の構築

代表取締役直属の経営戦略室に DX 推進部を新設し、社内のデータドリブンとして機能しながら、社内の DX を推進致します。

(2) セキュリティ・ネットワーク監視の強化

従業員の端末のアップデートとバックアップを常に監督、社内の無線 LAN を従業員の業務用と来客用とに分割して UTM を接続する事で、Wi-Fi のセキュリティを強化いたします。

(3) IT 環境の整備

DX の推進における IT 環境の整備として、全社員に iPad を支給いたします。

(4) 社内の DX 水準の高度化

全社員の DX スキルを向上させるべく、定期的に勉強会を実施いたします。

(5) 人材の数値化

得意を最大に活かして各々が最大限の成果を生み出すべく、EG やマルコポーロ等を導入して数値化する事により、弊社の経営方針の 1 つである「足して 100 の精神」を実現いたします。

(6) ナレッジデータベースの構築

社内で発生した疑問を社内専用の Q&A として集約してナレッジデータベースを作成し、BI ツールを用いてカテゴリー毎に分類して可視化いたします。

(7) メタデータの作成

社内で取り扱う商材にメタデータを付与する事により、情報の検索を容易にして業務の効率化を図ります。

(8) 書類の電子化

社内の申請書や社外の契約書等、全てを電子化して業務で発生し得るムダを防止し、業務の効率化を図ります。

(9) 過剰在庫・廃棄の削減

月毎の出荷データを分析して自社商品の過剰在庫を抑制・余分な廃棄を防ぎます。また、消耗品や備品については、過剰発注を防止できるように BI ツールでそれぞれの発注状況等を可視化いたします。

(10) 経営数値・スキルの可視化

BI ツールを積極的に活用してあらゆる情報を可視化する事で、数字で価値を判断できる組織にいたします。また、属人化の防止の為に、マニュアルを都度作成及び更新して業務の再現性を確立させながら、各 従業員の業務に対する習熟度をスキル表を用いて数値化し、社内で共有いたします。

(11) システムの導入による業務システムの構築

クラウド型のデータ共有・視覚化システムを導入、PaaS/SaaS 製品を適宜組み合わせて業務システムを実現して API による自動処理やシステムの連携を積極的に行って生産性の向上を、クラウド型経費精算システムの導入により申請者・処理者双方の業務の効率化を図ります。

(12)IT 環境の整備として全社員に iPad を支給します。

(13)BI ツールに関する勉強会を習慣的に実施し、社内の DX 水準の向上に努めます。

(14)API による自動処理やシステムの連携、基幹システムの導入や刷新、情報の一元管理を実現いたします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2025年4月7日

(2025年4月7日更新)

<u>株式会社 RAPiS</u>	<u>代表取締役 松浦瑠莉</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。